

証券コード 5971
2022年7月1日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地一丁目57番地

株式会社共和工業所

代表取締役社長 山 口 真 輝

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年7月20日（水曜日）午後4時45分までに書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年7月21日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 石川県小松市工業団地一丁目57番地
当社 本社2階 第1会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第63期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
- 以 上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申しあげます。
- 〇 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyowakogyosyo.co.jp/>）において、掲載しております。
- 〇 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyowakogyosyo.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主の皆様へ

第63期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、下記対応をとらせていただきますので、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・役員及び運営に関わるスタッフは、当日の検温等を含めて体調を確認し、マスク着用のうえ、参加いたします。

2. 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会におきましては、議決権行使書提出による賛否のご表示をお願いいたします。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・本株主総会会場において、感染予防のための措置をいくつか講ずる予定でございます。ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けした方には、スタッフよりお声かけさせていただく場合がございます。

4. その他

- ・会場の座席は従来よりも間隔をあけた配置を予定しております。当日会場にご来場の株主様におかれましては、十分なお席が確保できない場合がございます。ご不便をおかけする場合、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会終了後の懇談会の開催、お土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

議決権事前行使についてのご案内



1. インターネットによる議決権事前行使のご案内

行使
期限

2022年7月20日（水曜日）
午後4時45分入力完了分まで

三井住友信託銀行によるウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間

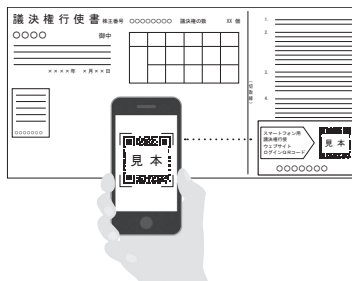
2022年7月16日（土）午前5時～2022年7月19日（火）午前5時

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載
のQRコードを読み取ってくだ
さい。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

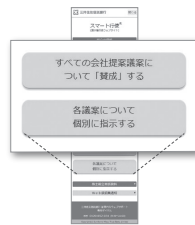


- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数
ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書
用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」
を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいた
します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向
けサイトへ遷移できます。



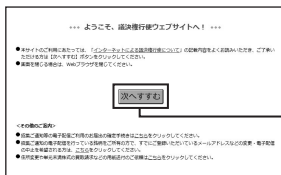
※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

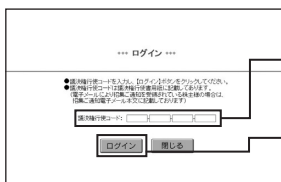
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

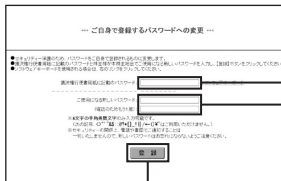
- 2** 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

2. 書面による議決権事前行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年7月20日（水曜日）午後4時45分までに到着するようご返送ください。

議決権の取り扱い等について

- ①パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ②書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン、スマートフォン、携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- ③議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ④パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ⑤パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑥議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

(提供書面)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、度重なる緊急事態宣言の発出による経済活動の制限がありましたが、ワクチン接種の進展、各種政策効果により、総じて緩やかな回復基調にありました。国外においても、各国政府による経済対策等を背景に経済活動の正常化が進み、底堅い回復が続きました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的な価格高騰、変異種を主要因とする感染症拡大懸念もあり、先行き不透明な状態が続いております。

当社主要取引先である建設機械業界においては、前期における感染症の影響が縮小し、需要が堅調に推移いたしました。

このようななか、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績は、下記のとおりとなりました。

当連結会計年度の売上高は116億59百万円（前期比44.3%増、35億78百万円増）、営業利益15億1百万円（前期比172.0%増、9億49百万円増）、経常利益15億49百万円（前期比90.8%増、7億37百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益10億82百万円（前期比89.3%増、5億10百万円増）となりました。

主要な事業部門別の概況は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、事業部門別に区分して記載しております。

「建設機械部門」

建設機械部門の売上高は、110億5百万円（前期比46.1%増、34億74百万円増）となりました。

「自動車関連部門」

自動車関連部門の売上高は、1億36百万円（前期比51.6%減、1億45百万円減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高が50百万円減少しております。

「産業機械部門」

産業機械部門の売上高は、1億30百万円（前期比62.1%増、50百万円増）となりました。

「その他部門」

その他部門の売上高は、3億86百万円（前期比105.6%増、1億98百万円増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高が12百万円増加しております。

事業部門別の売上高については、以下のとおりであります。

事業部門	第 62 期 (2021年4月期)		第 63 期 (2022年4月期)	
	売上金額	構成比	売上金額	構成比
建設機械	7,531,001千円	93.2%	11,005,996千円	94.4%
自動車関連	281,507	3.5	136,245	1.2
産業機械	80,724	1.0	130,838	1.1
その他	187,743	2.3	386,018	3.3
合計	8,080,977	100.0	11,659,098	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は5億19百万円であります。その主な内容は、ボルト生産設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に関する所要資金は、自己資金及び借入金で充ちいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (2019年4月期)	第 61 期 (2020年4月期)	第 62 期 (2021年4月期)	第 63 期 (当連結会計年度 (2022年4月期))
売 上 高 (千円)	10,290,717	8,109,968	8,080,977	11,659,098
経 常 利 益 (千円)	1,274,089	538,252	812,087	1,549,323
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	953,282	407,454	571,844	1,082,459
1株当たり当期純利益 (円)	702.10	300.09	421.17	797.27
総 資 産 (千円)	13,483,573	13,163,195	14,452,110	16,362,407
純 資 産 (千円) (自己資本比率)	11,372,776 (84.3%)	11,394,699 (86.6%)	12,246,885 (84.7%)	13,334,289 (81.5%)
1株当たり純資産 (円)	8,376.29	8,392.44	9,020.29	9,821.21

(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値等については、当該会計基準を適用した後の数値等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
共和機械 (山東) 有限公司	千米ドル 16,500	100%	建設機械用ボルト、産業用ボルト及び関連部品の製造、販売
株式会社共和ワー クスタイル	千円 8,000	100%	建設機械用ボルト、産業用ボルト及び関連部品の製造

(注) 2021年8月26日に、株式会社共和ワークスタイルを設立いたしました。

③ その他の重要な企業結合の状況

当社は、株式会社ネツレン小松の議決権を17.5%所有しており、株式会社ネツレン小松は当社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束時期やウクライナ情勢等の地政学リスク、原材料価格の更なる高騰などにより、景気の先行きは厳しさを増しております。

このような環境のもと、保有している生産能力を最大限に活用し、安定的に商品供給を行ってまいります。また、引き続き自動化・省人化を進めサービス向上と業務の効率化を図るとともに、設備能力の増強、技術の蓄積、人的資源の教育強化を図り、顧客のニーズを捉え、安定した収益の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年4月30日現在）

当社グループは、ボルトの専門メーカーとして、六角ボルト、六角穴付ボルト、特殊ボルト等の製造及び販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年4月30日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社 及 び 工 場	石川県小松市工業団地一丁目57番地

② 子会社

名 称	所 在 地
共和機械（山東）有限公司	中国 山東省 済寧市
株式会社共和ワークスタイル	石 川 県 小 松 市

(7) 使用人の状況 (2022年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
315 (19) 名	5名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
279 (12) 名	2名増 (6名減)	38.3歳	14.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 國 銀 行	218,500千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,200
三井住友信託銀行株式会社	4,800

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の1つと位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を安定的かつ継続的に行っていくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、業績の状況を総合的に勘案した結果、期末配当として1株につき100円の配当を行うことといたしました。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,360,000株

(3) 株主数 595名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ワイ・エム・ジィ	453千株	33.4%
共和工業所取引先持株会	113	8.4
名古屋中小企業投資育成株式会社	104	7.7
共和工業所社員持株会	59	4.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	50	3.7
株 式 会 社 北 國 銀 行	46	3.4
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック フ ァ ン ド (プ リ ン シ パ ル オ ー ル セクター サポートフォリオ)	41	3.1
光 通 信 株 式 会 社	33	2.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	19	1.4
カネマツ鋼材株式会社	15	1.1

(注) 持株比率は自己株式 (2,297株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役 の 状 況 (2022年 4月30日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	山 口 徹	共和機械（山東）有限公司董事長 有限会社ワイ・エム・ジィ取締役 株式会社ネツレン小松代表取締役 株式会社共和ワークスタイル取締役
代 表 取 締 役 社 長	山 口 真 輝	共和機械（山東）有限公司副董事長 有限会社ワイ・エム・ジィ取締役 株式会社共和ワークスタイル代表取締役
取 締 役	山 岸 一 英	技 術 部 長
取 締 役	東 川 保 則	経 営 企 画 室 長 管 理 部 長 共和機械（山東）有限公司董事
取 締 役 (監査等委員・常勤)	小 泉 茂 男	共和機械（山東）有限公司監事
取 締 役 (監査等委員)	小 栗 徹	有限会社小栗経営会計事務所代表取締役 株式会社ネツレン小松監査役
取 締 役 (監査等委員)	竹 内 広 幸	石川県コンサルティングセンター合同会社 代表社員

- (注) 1. 当社は、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）小栗 徹及び竹内広幸の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、小栗 徹及び竹内広幸の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員・常勤）小泉茂男及び取締役（監査等委員）小栗 徹の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）小泉茂男氏は、長年にわたる銀行及びリース会社での豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）小栗 徹氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬及び退任時の退職慰労金とし、固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。退職慰労金については、退職慰労金規程に基づき退任時に決定し支給するものといたします。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長山口真輝がその具体的内容について委任を受けるものといたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
		基 本 報 酬	対象となる 役員の員数 (名)
取締役 (監査等委員を除く)	129,612	129,612	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4,847 (751)	4,847 (751)	3 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	2,726 (478)	2,726 (478)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	137,186 (1,229)	137,186 (1,229)	8 (3)

1. 上表には、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。このうち、退任監査役2名(うち社外監査役1名)につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、報酬と員数につきましては監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。なお、合計欄は実際の支給員数を記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2018年7月26日開催の第59期定時株主総会において年間250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。監査役の報酬限度額は、1997年7月30日開催の第38期定時株主総会において年間25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
4. 監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会において年間300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名であります。監査等委員の報酬限度額は、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会において年間25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係並びに当事業年度における主な活動状況等

・取締役（監査等委員） 小栗 徹氏

同氏は、有限会社小栗経営会計事務所の代表取締役であります。当社は、同事務所に税務顧問を依頼しております。

また同氏は、株式会社ネツレン小松の監査役であり同社は当社の持分法適用関連会社であります。なお、当社と同社の間に重要な取引はありません。

当事業年度における主な活動状況としましては、当事業年度に開催した取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として9回出席し、また、当事業年度開催の監査役会2回の全て、および、監査等委員会10回のうち9回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。当社の経営全般に対して税理士としての豊富な経験と財務及び会計に係る高い専門的知見に基づく助言等を行うこと、また、業務執行の監督としての役割を果たしております。

・取締役（監査等委員） 竹内 広幸氏

同氏は、石川県コンサルティングセンター合同会社の代表社員であります。当社は、同事務所に労務顧問を依頼しております。

当事業年度における主な活動状況としましては、就任後当事業年度に開催した取締役会11回のうち10回に出席し、また、監査等委員会10回のすべてに出席し、適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。当社の経営全般に対して社会保険労務士及び中小企業診断士としての豊富な経験と労務に係る高い専門的知見に基づく助言等を行うこと、また、業務執行の監督としての役割を果たしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社である共和機械（山東）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 監査等委員会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,644,369	流動負債	2,329,342
現金及び預金	5,371,740	買掛金	850,722
受取手形	301,002	1年内返済予定の長期借入金	126,000
電子記録債権	1,005,715	未払金	474,814
売掛金	2,369,127	未払法人税等	413,488
有価証券	1,700,000	賞与引当金	230,170
商品及び製品	485,903	その他	234,147
仕掛品	217,205	固定負債	698,775
原材料及び貯蔵品	177,144	長期借入金	104,500
その他	16,529	役員退職慰労引当金	278,107
固定資産	4,718,037	退職給付に係る負債	255,209
有形固定資産	2,536,931	繰延税金負債	55,984
建物及び構築物	871,089	その他	4,973
機械装置及び運搬具	954,941	負債合計	3,028,117
土地	501,796	(純資産の部)	
建設仮勘定	181,994	株主資本	12,074,688
その他	27,109	資本金	592,000
無形固定資産	8,899	資本剰余金	464,241
投資その他の資産	2,172,207	利益剰余金	11,027,868
投資有価証券	1,729,141	自己株式	△9,421
関係会社株式	251,641	その他の包括利益累計額	1,259,600
長期貸付金	99,934	その他有価証券評価差額金	589,820
その他	91,489	為替換算調整勘定	669,779
資産合計	16,362,407	純資産合計	13,334,289
		負債・純資産合計	16,362,407

連結損益計算書

(2021年5月1日から)
(2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,659,098
売 上 原 価		8,858,399
売 上 総 利 益		2,800,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,298,967
営 業 利 益		1,501,731
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,166	
受 取 配 当 金	34,187	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	17,541	
そ の 他	24,205	86,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	868	
為 替 差 損	6,214	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,806	
開 業 費	4,295	
そ の 他	324	38,508
経 常 利 益		1,549,323
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,549,323
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	501,362	
法 人 税 等 調 整 額	△34,498	466,864
当 期 純 利 益		1,082,459
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,082,459

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,438,027	流動負債	2,282,210
現金及び預金	4,527,027	買掛金	831,163
受取手形	301,002	1年内返済予定の長期借入金	126,000
電子記録債権	1,005,715	未払金	464,527
売掛金	2,278,552	未払法人税等	413,488
有価証券	1,700,000	賞与引当金	227,270
商品及び製品	294,714	その他	219,762
仕掛品	202,411	固定負債	676,347
原材料及び貯蔵品	116,755	長期借入金	104,500
その他	11,848	退職給付引当金	255,209
固定資産	4,879,282	役員退職慰労引当金	278,107
有形固定資産	2,518,181	繰延税金負債	33,556
建物	815,748	その他	4,973
構築物	47,123	負債合計	2,958,558
機械及び装置	945,218	(純資産の部)	
車両運搬具	8,481	株主資本	11,768,930
工具、器具及び備品	17,819	資本金	592,000
土地	501,796	資本剰余金	464,241
建設仮勘定	181,994	資本準備金	464,241
無形固定資産	8,888	利益剰余金	10,722,110
ソフトウェア	8,622	利益準備金	148,000
電話加入権	266	その他利益剰余金	10,574,110
投資その他の資産	2,352,212	別途積立金	9,000,000
投資有価証券	1,729,141	繰越利益剰余金	1,574,110
関係会社株式	15,000	自己株式	△9,421
出資金	12,270	評価・換算差額等	589,820
関係会社出資金	416,646	その他有価証券評価差額金	589,820
長期貸付金	99,934	純資産合計	12,358,750
その他	79,219	負債・純資産合計	15,317,309
資産合計	15,317,309		

損 益 計 算 書

（ 2021年5月1日から
2022年4月30日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		11,108,822
売 上 原 価		8,473,704
売 上 総 利 益		2,635,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,176,979
営 業 利 益		1,458,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	505	
受 取 配 当 金	45,625	
そ の 他	25,416	71,547
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	868	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,806	27,675
経 常 利 益		1,502,011
税 引 前 当 期 純 利 益		1,502,011
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	501,362	
法 人 税 等 調 整 額	△37,702	463,659
当 期 純 利 益		1,038,351

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 杉田 昌則

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高村 藤貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和工業所の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和工業所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報

に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

株式会社共和工業所
取締役会 御 中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 杉田 昌則

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高村 藤貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和工業所の2021年5月1日から2022年4月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実

施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月10日

株式会社共和工業所 監査等委員会

常勤監査等委員 (取締役) 小 泉 茂 男 ㊟

監査等委員 (社外取締役) 小 栗 巖 ㊟

監査等委員 (社外取締役) 竹 内 広 幸 ㊟

(注) 当社は、2021年7月20日開催の第62期定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行しましたが、2021年5月1日から2021年7月20日の定時株主総会終結の時までは、監査役が会社法に従いその職務を行いました。監査等委員会は、監査役が実施した監査の内容及び結果について監査役及び監査役会から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
<p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
(新 設)	(電子提供措置等)
	<p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	(附則)
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	<p>第1条 定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会としては、各候補者の選任について、株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

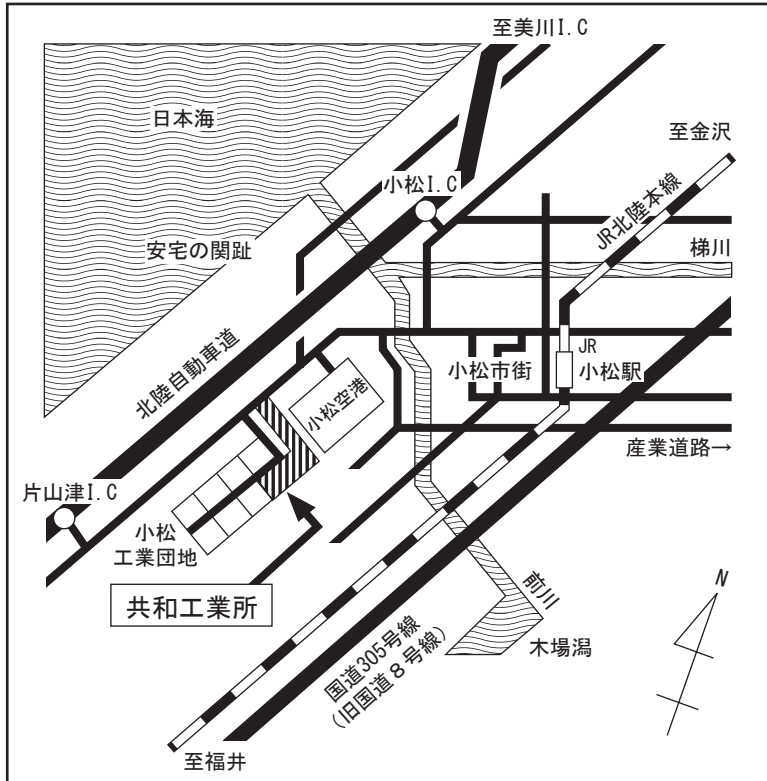
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	やま ぐち とおる 山 口 徹 (1945年2月5日生)	1971年7月 当社入社 1979年7月 当社取締役生産部次長 1982年10月 当社常務取締役 1985年7月 当社代表取締役副社長 1986年7月 当社代表取締役社長 2014年5月 当社代表取締役会長 2016年7月 当社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司董事長 有限会社ワイ・エム・ジエ取締役 株式会社ネツレン小松代表取締役 株式会社共和ワークスタイル取締役	10株
2	やま ぐち まさ き 山 口 真 輝 (1977年9月29日生)	2003年3月 当社入社 2010年5月 当社経営企画室長 2010年7月 当社取締役経営企画室長 2012年7月 当社専務取締役経営企画室長 2014年5月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司副董事長 有限会社ワイ・エム・ジエ取締役 株式会社共和ワークスタイル代表取締役	9,048株
3	やま ぎし かず ひで 山 岸 一 英 (1958年5月5日生)	1981年4月 当社入社 2013年5月 当社技術部長 2014年7月 当社取締役技術部長（現任）	1,900株
4	ひがし かわ やす のり 東 川 保 則 (1963年4月25日生)	1991年4月 当社入社 2020年7月 当社管理部長 2020年7月 当社取締役管理部長 2020年11月 当社取締役経営企画室長兼管理部長（現任） [重要な兼職の状況] 共和機械（山東）有限公司董事	2,171株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内略図

- 会場 石川県小松市工業団地一丁目57番地
当社 本社2階 第1会議室
電話 0761 (21) 0531



- 交通 ○小松空港 徒歩約22分 タクシー約5分
○J R北陸本線小松駅下車 タクシー約15分